

川根本町宿泊助成事業 サービス利用規約

【サービスの内容】

- ① 旅行代金の助成 GoTo トラベル給付金(旅行代金の 35%)
プラス **川根本町割引 お一人様 3,000 円**
- ② 特産品プレゼント引換券
- ③ 飲食店・商店・GS 利用割引券 500 円×2 枚
- ④ 茶箱と町の特産品が当たる応募ハガキ 各 50 組

【サービス利用規約】

1. 当宿泊助成事業は、GoTo トラベル給付金に上乗せの川根本町割引を適用します。
GoTo トラベル給付金の対象外の宿泊施設が一部ございます。事前にご了承ください。
2. 当宿泊助成事業のサービスは、令和 2 年 9 月 19 日から令和 2 年 11 月 4 日内の指定された日のみ川根本町内の利用施設で使用できます。
3. 当宿泊助成事業は静岡県、山梨県、長野県、新潟県在住の方で 2 名様以上でのお申込みに限ります。但し利用はおひとり様 1 回限りです。
4. 当宿泊事業のお申込は、(株)近畿日本ツーリスト首都圏静岡支店にお申込みください。
直接宿泊施設にお申込みの場合、当宿泊助成事業のサービスは対象外となります。
5. お申込みはホームページ内の申込画面又は FAX 又は電話にて上記旅行会社が承ります。尚、お申込みいただいた段階で予約が確定するものではありません。
ご利用可能な宿泊施設等の詳細はホームページ内の「募集チラシ」をご確認ください。
また「国内募集型企画旅行条件書」をご確認の上、お申込みください。
6. 特産品プレゼント引換券及び飲食店・商店・GS 利用 500 円割引券には、ご利用日が記載されています。ご利用日の変更はできません。ポスター又はステッカーを掲示してある取扱店にてご利用できます。ご利用の際は、裏面の注意事項をよくお読みのうえご利用ください。
7. 特産品プレゼント引換券及び飲食店・商店・GS 利用 500 円割引券を受け取った日以降に旅行を取消される場合、本券を必ず上記旅行会社宛てに返送してください。
8. 当宿泊助成事業はお客様の都合でのキャンセルの場合、旅行会社所定のキャンセル料がかかる場合がございます。
9. お申込みのお客様には、特産品プレゼント引換券及び飲食店・商店・GS 利用 500 円割引券を送付の際、アンケート用紙を同封しますので、宿泊施設のチェックアウト後に川根本町まちづくり観光協会にご提出いただきます。その時に特産品プレゼント引換券をご持参し、特産品をお受け取りください。
10. 幼児(未就学児)は、GoTo トラベル給付金のみとなります。その他の割引やサービス等はございません。
11. GoTo トラベル地域共通クーポンは、開始次第の付与となりそれ以前は付与されません。